

オンライン評判対策サービス個別規定

(オンライン評判対策サービス概要)

第1条 当社は、オンライン評判対策サービスとして、Google・Yahoo! (Google提携サイトを含む) 等ロボット型検索エンジンのうち、見積書で特定された特定の検索エンジンにおいて、同じく特定されたキーワードの入力や検索によって表示又は提供されるお客様の評判に悪影響を及ぼすこととなる表示又は情報（以下、「ネガティブ情報」という。）を除去し又は低減させるための作業を行います。

(契約期間及び解約)

第2条 オンライン評判対策サービスに係る契約は、当初契約期間中は解約ができません。同期間終了後は、期間の定めのない契約となり、解約日の2ヵ月前までにご通知いただくことにより解約できます。

(確認事項)

第3条 お客様は、当社による本件業務の履行やお客様による施策の実施によっても、ネガティブ情報の除去又は低減が保証されるものではないこと、除去や低減がない場合であっても、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は既に支払われた業務対価を返還しないことを承諾したものとします。

(実施方法)

第4条 オンライン評判対策サービスの実施方法は当社がその判断により定めるものとします。

(情報開示)

第5条 オンライン評判対策サービスの実施のために当社や委託先が行った個別の施策の具体的内容は、オンライン評判対策サービスに係るノウハウを含むものであるため、お客様には開示されません。

株式会社PLAN-B
制定：2017年4月21日
改訂：2023年4月14日